学校法人朴沢学園　コンプライアンス通報・相談処理フローチャート

通報・相談者

通報できる者の条件

・学園の構成員等（役職員等「役員、教職員、派遣労働者」及び学生）
・当該通報の日前１年以内に学園の構成員であった者

通　知

役職員等に関する事案

通　報

相談受付管理者（監査室職員）

☎　０２２－２７８－９１３６
FAX　０２２－２７９－６２１９
mail　kansa@hozawa.ac.jp

・通報内容について受付シートを作成の上、報告を行う
・個人情報等につき、通報者の同意を得る
・事前、事後の相談に応じる

報　告

総括責任者（理事長が指名する理事）

・当該コンプライアンス事案の事実関係について、推進責任者又は当該業務を所掌する理事に調査を要請

調査依頼　　調査結果報告

推進責任者（各部門の長）
当該業務を所掌する理事
コンプライアンス委員会

・当該コンプライアンス事案について調査を実施
・専門的な知見を有する学外者の参画を得るなど、その客観性及び公正性を確保するよう努める

調査結果報告

学生に関する事案

通　知

通　報

当該学生が所属する部門の職員

仙台大学
☎　０２２４－５５－１１２１（代表）
FAX　０２２４－５７－２７６９（総務部居室）
mail　compliance@sendai-u.ac.jp
仙台大学附属明成高等学校
☎　０２２－２７８－６１３１
FAX　０２２－２７７－５１３０
mail　meisei-comp@m01.hgm.ed.jp

報　告

部門の長（仙台大学長、仙台大学附属明成高等学校長）

・部門の長の責任において、教育的な配慮に立ちつつ調査を実施
・調査の結果に基づき、必要な教育指導を行う
・懲戒の対象となりうる行為があると認められた場合は、学則等に基づき、適切な対応をとる

調査結果及び処分の報告

最高責任者（理事長）

・是正措置、再発防止策等の指示
・学園の就業規則に基づく処分の決定
・法令、寄付行為違反等が発見された場合、理事会に報告

法令違反等が発見された場合報告

理事会

・法令、寄付行為違反等、報告内容の把握

※　**通報者の保護**　通報者は、当該コンプライアンス通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けない。
コンプライアンス通報を行ったことを理由とした不利益な取扱いを受けたときは、委員会に申し立てることができる。